

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 年金制度の概要

わが國の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度、被用者以外の一般国民(20歳以上60歳未満の自営業者、被用者の妻等)を対象とする国民年金制度を二大支柱とし、その他に、特定の職域を対象とする制度、すなわち、船員を対象とする船員保険制度、公務員およびこれに準ずる者を対象とする各種共済組合制度(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合および農林漁業団体職員共済組合をいう。)から成り立っているが、それぞれの制度の対象者数は第3-1-1表に見るとおりである。

なお、上述の制度のほかに、厚生年金保険の老齢給付のうち、報酬比例部分の給付を代行し、あわせて企業独自の立場からのプラスアルファ給付を行なつて、政府の行なう給与よりも高水準の給付を保障することを目的とする厚生年金基金制度があり、また、石炭企業の長期的安定を図る施策の一環として石炭鉱業に従事する坑内員および坑外員に対する特別年金制度として、政府の行なう老齢給付とは別個にプラスアルファ給付を行なうことを目的とする石炭鉱業年金基金制度が運営されている。

さらに、後に述べる第62回国会における国民年金法の改正および第63回国会における農業者年金基金法の成立により、国民年金対象者について厚生年金基金と同様の国民年金基金を設ける途がひらかれ、また、農業経営主について老後生活の安定を図るとともに、農業の構造改善に資することを目的として、国民年金の老齢年金に附加してプラスアルファ給付を行なう農業者年金基金制度が発足することとなつた。

第3-1-1表 各種公的年金制度適用人員一覽表(45年3月末現在)

第3-1-1表 各種公的年金制度適用人員一覽表(45年3月末現在)

	適用人員	比率
	人	%
総数	50,557,323	100.0
国民年金	23,731,872	46.9
厚生年金保険	21,581,909	42.7
船員保険	258,459	0.5
国家公務員共済組合	1,143,153	2.3
地方公務員等	2,465,777	4.9
公共企業体職員等	789,575	1.6
私立学校教職員	186,878	0.4
農林漁業団体職員	399,700	0.8

厚生省年金局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 第62回国会における厚生年金保険、船員保険および国民年金の改善

昭和44年には、厚生年金保険、船員保険および国民年金の各制度について、大幅な給付改善案がまとめられ、ひとたびは、第61国会に提出されたが不成立に終わった。引き続き第62国会において、厚生年金保険および船員保険については、一部修正を加えられたうえ、国民年金については、原案どおり成立した。

この改善の概要は、第3-1-2表に示すとおりであるが、国民年金、厚生年金保険を通じて、(1)2万円年金の水準の実現、(2)当面発生する受給者に対する優遇措置、(3)国民年金における所得比例制の導入とこれによる国民年金と厚生年金保険の水準の均衡という3つの柱が中心になっている。

第3-1-2表 年金制度改正の概要

第3-1-2表 年金制度改正の概要	
厚生年金保険	
1. 給付水準	
(1) 基本年金額	
ア. 定額部分(月額)	$400円 \times 被保険者期間月数 \times \frac{1}{12}$
イ. 報酬比例部分	昭和32年10月以後の平均標準報酬月額を基礎に算定すること。 ただし、同月以後の被保険者期間が3年未満のときは、最終3年の平均標準報酬月額を基礎に算定。 10,000円未満の標準報酬月額を10,000円とみなす。
(2) 加給年金額(月額)	配偶者 1,000円 第一子 600円 その他の子 400円
(3) 老齢年金	
ア. 老齢年金の若年支給	老齢年金の若年支給をする廃疾の程度を3級まで拡大すること。
イ. 低所得就労者に対する特例	60歳以上65歳未満の低所得就労者(標準報酬月額18,000円以下のもの)に基本年金額の一定割合の老齢年金を支給すること。 標準報酬月額 10,000円 8割 12,000円 8割 14,000円 6割 16,000円 4割 18,000円 2割
ウ. 高齢者に対する特例	明治44年4月1日以前に生まれた者(昭和36年4月1日において50歳をこえる者)であつて、老齢年金の受給資格期間を満たしていないもの

(4) 障害年金および遺族年金の最低保障額(月額)

については、被保険者期間が10年以上あるときは、通算老齢年金の受給要件に該当するものとみなして、60歳から通算老齢年金を支給すること。

8,000円 (3級)

2. 標準報酬月額

下限 10,000円
上限 100,000円

3. 保険料率

一般男子 $\frac{62}{1,000}$ ($\frac{64}{1,000}$)
女子 $\frac{46}{1,000}$ ($\frac{48}{1,000}$)
坑内夫 $\frac{74}{1,000}$ ($\frac{76}{1,000}$)
任意継続被保険者 $\frac{62}{1,000}$ ($\frac{64}{1,000}$)

()は昭和45年11月以降の料率である。

船員保険

1. 給付水準

(1) 老齢年金

ア 定額部分

ワ 基本額

96,000円

イ 年数加算額

1年につき 6,400円

その限度額48,000円

イ. 報酬比例部分

昭和32年10月以降の平均標準報酬月額を基礎に算定すること。ただし、同月以後の被保険者期間が3年未満のときは、最終3年の平均標準報酬月額を基礎に算定。

12,000円未満の標準報酬月額を12,000円とみなす。

ウ. 老齢年金の若年支給

廃疾の程度を3級まで拡大すること。

エ. 低所得就労者に対する特例

60歳以上65歳未満の低所得就労者(標準報酬月額18,000円以下のもの)に年金額の一定割合の老齢年金を支給すること。

標準報酬月額

12,000円 8割

14,000円 6割

16,000円 4割

18,000円 2割

オ. 高齢者に対する特例

明治44年1月以前に生まれた者(昭和36年4月1日において50歳をこえる者)であつて、老齢年金の受給資格期間を満たしていないものについては、被保険者期間が7年6月以上あるときは、通算老齢年金の受給要件に該当するものとみなして、60歳から通算老齢年金を支給すること。

(2) 職務外の傷害年金および遺族年金(月額)

8,000円

(3) 加給金(月額)

配偶者 1,000円
第一子 600円
その他の子 400円

2. 標準報酬月額

下限 12,000円
上限 134,000円

3. 保険料率

$\frac{78}{1,000}$ ($\frac{80}{1,000}$)

()内は、昭和46年11月以降の料率である。

国民年金

1. 給付水準

(1) 老齢年金(月額)											
(ア) 定額分	10年拠出 5,000円 25 " 8,000 " 40 " 12,800 "										
(イ) 所得比例分(新設)	25年納付 4,500円 40 " 7,200 "										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">夫婦25年納付の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫定額分</td> <td>年額96,000円(月額8,000円)</td> </tr> <tr> <td>所得比例分</td> <td>54,000円(" 4,500円)</td> </tr> <tr> <td>妻定額分</td> <td>96,000円(" 8,000円)</td> </tr> <tr> <td>夫婦計</td> <td>246,000円(" 20,500円)</td> </tr> </tbody> </table>	夫婦25年納付の例		夫定額分	年額96,000円(月額8,000円)	所得比例分	54,000円(" 4,500円)	妻定額分	96,000円(" 8,000円)	夫婦計	246,000円(" 20,500円)
夫婦25年納付の例											
夫定額分	年額96,000円(月額8,000円)										
所得比例分	54,000円(" 4,500円)										
妻定額分	96,000円(" 8,000円)										
夫婦計	246,000円(" 20,500円)										
(2) 障害年金の最低保障額(月額)	障害1級の場合 10,000円 " 2級 " 8,000円										
(3) 母子年金および準母子年金の最低保障額(月額)	8,000円(子2人)										
(4) 遺児年金の最低保障額(月額)	8,000円(子2人)										
2. 高齢者の任意加入(新設)	再任意加入を認める。 5年納付年額30,000円(月額2,500円) 保険料 月額750円										
3. 国民年金基金	業種グループごとに所得比例分を代行するとともに、附加的給付を行なう。										
4. 保険料(月額)	定額分 450円 (昭和47年7月より550円) 所得比例分 350円(新設)										
5. 福祉年金											
(1) 年金額(月額)	老齢福祉年金 1,800円 障害福祉年金 2,900円 母子(準母子)福祉年金 2,400円										
(2) 本人所得制限											
(ア) 基本額	300,000円										
(イ) 子等の加算額	80,000円										
(3) 配偶者および扶養義務者所得制限											
標準6人世帯	1,192,500円										
(4) 夫婦受給制限	廃止する。										

これらの改善の結果を諸外国の実際に支給されている年金額と比較してみると、第3-1-3表のとおりである。

第3-1-3表 年金額等の国際比較

第3-1-3表 年 金 額 等 の 国 際 比 較

支給開始年齢		日 本	イ ギ リ ス	ス ウ エー デ ン	西 ド イ ツ	ア メ リ カ
		60歳	65歳	67歳	65歳	65歳
老月 齢年 金額	単 身 者	13,239円 1970年3月	18,771円 1969年11月	31,316円 1970年	労働者年金23,882円 職員年金40,291円 1966年	35,428円 1968年7月
	有 配 偶 者		30,410円 1969年11月	46,973円 1970年		53,806円 1968年7月
保 険 料 率		$\frac{62}{1,000}$ (労使折半) 1969年11月	適当たり 1,235円 被用者 587円 使用者 648円 この他一定額以上の所得に ついて $\frac{95}{1,000}$ (労使折半) 1969年11月	$\frac{40}{1,000}$ (被用者負担) この他一定額以上の所得 について $\frac{95}{1,000}$ (使用者負担) 1969年	$\frac{170}{1,000}$ 労使折半 1970年	$\frac{84}{1,000}$ 労使折半 1969年
賃 金 月 額 (製 造 業)		74,624円 1969年6月	92,543円 1969年4月	116,329円 1969年5月	96,164円 1969年4月	202,810円 1969年6月

- 1 日本は厚生年金保険をとつた。
- 2 賃金月額は、ILOの労働統計年鑑(1969年)による。
なお、イギリスは男子のみである。

諸外国においては、わが国のように国民のすべてが年金の適用を受けている。いわゆる皆年金を達成している場合は数が少ないので、いずれの国においても対象とされている被用者の受ける年金額により比較を行なつては、これによつても、今回の改善は、ほぼこれら諸国に比較しても遜色のないものとなつてはいる。

なお、これらの国においては、賃金水準や物価がわが国よりも高いこと、また、いずれの国もすでに制度発足後相当長期の歴史を有しており、ここに掲げられている年金額も30年から40年という、厚生年金保険の2万円の基礎とされている24年程度と比較して長い被保険者期間を持つ人々に支払われる額であること、厚生年金保険では退職すれば60歳から支給されるのに対し、これらの国では65~67歳が支給開始年齢であることを考慮すると、わが国の水準は、かなり高いものと考えてよいであろう。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

3 第63回国会における国民年金の改善

国民年金は,先の大改正に引き続き,福祉年金の改善を行なつた。その概要は,つぎのとおりである。

(1) 福祉年金額の引き上げ(昭和45年10月分から)

老齢福祉年金21,600円→24,000円

(月額2,000円)

障害福祉年金34,800円→37,200円

(月額3,100円)

母子福祉年金および準母子福祉年金28,800円

→31,200円

(月額2,600円)

(2) 所得制限の緩和

母子福祉年金および準母子福祉年金の受給権者本人の所得制限限度額を,扶養義務者の所得による支給制限の限度額並みに緩和する。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

4 第63回国会における船員保険の改善

船員保険の年金部門のうち、災害補償に相当する給付についての改善を図るため、「船員保険法の一部を改正する法律案」が第63回国会に提出され、6月13日可決成立した。

改正法の内容は、おおむねつぎのとおりである。

第一に、労働者災害補償保険における障害補償年金および遺族補償年金の給付水準の引き上げに見合つて、船員保険の職務上の事由による障害年金および遺族年金についても、給付水準の引き上げを図つた。

すなわち、障害年金については、廃疾の程度が1級から4級までの年金について、その年金額の計算の基礎となる最終標準報酬月額に乗ずる月数を、1級現行の8.0月から9.3月に、2級7.0月から8.3月に、3級6.5月から7.2月に、4級6.0月から6.4月に、それぞれ引き上げられることとしたものである。

遺族年金については、その年金額の計算の基礎となる最終標準報酬月額に乗ずる月数を、現行の5.0月から5.5月に改めることとしたものである。

第2に、100人以上の被保険者を使用する船舶所有者を対象として、災害補償に相当する給付に充てられるべき保険料について、船舶所有者ごとの災害発生率を保険料率に反映させることにより、船舶所有者の災害防止努力を経済的な側面から推進するとともに、保険料負担の公平を図ることを目的とする、いわゆる個別メリット保険料制を採用することとした。

これは、労働者災害補償保険において現在実施している制度であり、船員保険について今回実施することとした内容もほぼ同じものであるが、船員保険の場合は、事業の種類ごとに定められた保険料率を基準とした、いわゆる業種別メリットは採用せず、船舶の種類にこだわらず、船舶全体をひとつの業種とみなして、船舶所有者ごとに個別メリット保険料率を適用することとしているものである。

第3に、既裁定の職務上の事由による障害年金および遺族年金の年金額を引き上げるための暫定措置を講ずることとした。

船員保険の職務上の事由による年金の額は、傷病の発生した当時の被保険者の標準報酬月額(最終標準報酬月額)をもとに計算されるので、相当期間受給している場合の年金給付については、他の被保険者の賃金水準の上昇等により、実質的な補償の低下をもたらすこととなるのでさしあたり相当の格差を生じているこれらの年金について、給付額の引き上げを図ることとしたものである。

以上の改正についての実施時期は、職務上の事由による年金の給付水準の改善に関する事項は昭和45年11月1日から、個別メリット保険料率の適用に関する事項および既裁定の職務上の事由による年金の年金額の改正に関する事項は、昭和46年1月1日からとなつている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

5 農業者年金基金の創設

(1) 経緯

農業経営の近代化のために必要とされる優秀な経営担当者の確保、経営移譲の推進、農地保有構造の改善等は、農業者に対する老後の生活の安定と密接に関連している面があるが、このような農政上の要請と年金制度をどのように関連づけるかという点については、国民年金審議会および農林省の農民年金問題研究会において検討がすすめられていた。

この審議の途中において国民年金の給付水準の引き上げ、所得比例の導入等を内容とする改善も行なわれ、この改善もふまえて、昭和44年11月、国民年金審議会は、「農業者年金制度の骨子」をとりまとめ、厚生大臣に意見具申を行なつた。

この骨子を素材として政府案がまとめられ、農業者年金基金法案として第63回国会に上提され可決成立した。

(2) 制度の概要

農業者年金基金は、中心事業である農業者年金事業のほか、後述の事業を一体的に実施する特殊法人で、昭和45年10月1日に発足した。

農業者年金事業

ア 対象

(ア) 経営規模0.5ヘクタール(北海道にあつては2.0ヘクタール、ただし、一部地域については内地並み)以上の農業経営主であつて、国民年金の被保険者であるもの(ただし、制度発足当初は、55歳未満の者に限る。)を当然加入対象者とする。ただし、農業経営を継続する見込みのない者は、申出によつて加入の免除を受けることができる。

(イ) 経営規模が(ア)に達しない農業経営主等であつても、いわゆる農家らしい農家として認定を受けたものは申出によつて加入することができる。

(ウ) 加入者は、国民年金の所得比例に加入することとする。

イ 給付

(ア) 経営移譲年金

20年の保険料納付済期間と経営移譲を要件として60歳から支給する。

この場合は経営移譲は、当該経営主の経営にかかる農地等のすべて(一定規模の自留地を除く。)について権利名義を移譲して行なうものに限られる。

年金額は、20年16,000円、25年20,000円、(いずれも月額)。'65歳以降は、後述の農業者老齢年金のほか、国民年金から所得比例および定額の年金が支給されるので、経営移譲年金は10分の1に減額される。

(イ) 農業者老齢年金

保険料納付済期間20年を要件とし経営移譲の有無にかかわらず65歳から支給される。

年金額は、保険料納付済期間1月につき200円、(20年加入で月額4,000円)である。

なお、上述の二つの年金の資格期間は、いずれも、制度発足当初は、被保険者の生年月日に応じて5年から19年までに短縮され、また、経営移譲年金については、5年で8,000円、10年で12,000円(いずれも月額)と、額のうえでも優遇措置が講じられている(第3-1-4表および第3-1-1図参照)。

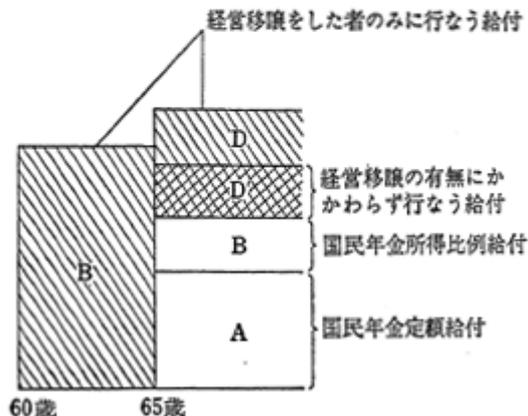
第3-1-4表 農業者年金の給付水準

給付の種類		保険料納付済期間			
		5年	20年	25年	30年
60歳以上65歳未満の給付	経営移譲を要件とする給付	円 8,000	円 16,000	円 20,000	円 24,000
	経営移譲(65歳に達するまで)を要件とする給付	800	1,600	2,000	2,400
	経営移譲の有無にかかわらず行なう給付	1,000	4,000	5,000	6,000
65歳以降の給付	国民年金所得比例給付	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額給付	(15年) 6,000	(30年) 9,600	(35年) 11,200	(40年) 12,800
	計	8,700	18,800	22,700	26,600

(注) 国民年金定額給付は、定額部分への加入期間が農業者年金制度への加入期間より10年長い人の場合の計算である。

第3-1-1図 農業者年金の年金給付の型

第3-1-1図 農業者年金の年金給付の型



(ウ) 脱退一時金,死亡一時金

保険料納付済期間3年以上の者が年金を受けずに脱退または死亡したときに,保険料納付期間に応じた一時金が支給される。

ウ 保険料

制度発足当初の本人負担保険料は,月額750円とする。

エ 国の助成

国は経営移譲を要件とする給付に要する費用の3分の1を給付時に負担するほか,制度発足当初,前記国庫負担を除く費用の3割の助成を行なう。

オ 実施

昭和46年1月1日から農業離農給付金事業

ア 支給対象者

(ア) 農業者年金制度発足時に55歳以上で,かつ,その経営規模が農業者年金の強制加入対象者の下限規模以上である農業経営主

(イ) 農業年金制度発足時に55歳以上で,かつ,その経営規模が農業者年金の強制加入対象者の下限規模に達しない農業経営主

(ウ) 農業者年金制度発足時に55歳未満の農業経営主で,農業者年金に任意加入しない者

(工) 農業者年金制度発足時に55歳未満の農業経営主で,農業者年金に加入することを免除された者

イ 支給要件

農地の全部(一定規模の自留地を除く。)を農業者年金基金もしくは農地保有合理化法人等へ売渡し,またはこれに準ずる売り渡しをして離農することを支給の要件とする。

ウ 給付額

アの(ア)および(イ)の者については35万円,アの(ウ)および(エ)の者については15万円の一時金を支給する。

エ 経費の負担

農業者年金基金が農業者離農給付金を支給するために必要な経費は,全額国庫負担とする。

オ 実施期間

農業者年金基金の業務開始の時から10年間(アの(エ)の者については3年間)とする。

農地等の買入れ,売り渡しおよび農地取得の資金の融資事業

農業者年金基金は,経営移譲を行ないやすい条件をととのえるため,農地等を買入れ,また,経営規模拡大に資するため,買入れた農地を売り渡し,また融資を行なう。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(1) 適用状況

国民年金は他の公的年金が被保険者を職場単位にはあくしているのと異なり、被保険者をその住所地において個人単位にはあくしなければならず、しかも、対象となる人達が年金制度になじみの薄い階層であることから、これらの対象者を個々にはあくし、国民年金制度に加入をさせるにあつては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題がある。

このため、制度発足以来、国民に対して制度自体の趣旨の普及徹底とあわせ、適用促進のための施策を強力に講じてきた。

被保険者の適用に当たつては、毎年度当初において適用対象者調査を行ない、自主的な届出によるほか、戸別訪問、文書による勧奨等によつて適用の促進を図つてきたところであるが、41年6月と44年12月の2回にわたる年金額の大幅引き上げを中心とする制度改善を機として住民の制度に対する認識が深められ、適用が著しく促進された。

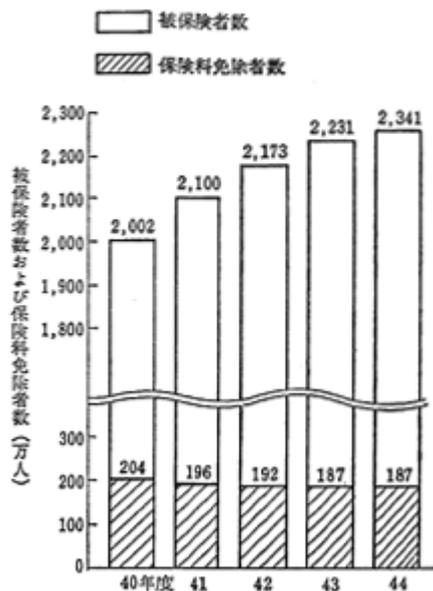
しかしながら、20歳を中心とする若年層については、その認識が薄いことなどから、のびなやみの状態にある。

今後この若年層に対する適用の促進が重点となろう。

この適用状況についてみると、45年4月末における被保険者数は2,373万人であつて、40年度から44年度にかけては制度の趣旨の周知徹底とともに年間平均約85万人が増加してきている(第3-1-2図参照)。

第3-1-2図 国民年金被保険者数および保険料免除者数の推移

第3-1-2図 国民年金被保険者数および保険料免除者数の推移



社会保険庁調べ

任意加入被保険者の適用については、そののびが著しく、44年度における適用者数は436万人で、前年度末に比べて79万人(22.1%)増加している。特に79万人の中には、44年の法改正により適合者のために設けられたいわゆる5年年金制度への加入者が54万人含まれており、国民がしだいに国民年金制度の趣旨を理解してきていることがうかがえる。

(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、昭和44年度において692億円である。

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であつて、その年度の保険料の徴収の状況をみるために使われる。

この検認率についてみると、年々着実に向上しており、44年度末における全国平均の検認率は、93.7%に達している。

しかしながら、郡部における検認率が、98.9%であるのに対し、都市部では90.3%であり、今後は大都市において、特別な施策を講じていく必要がある。

なお、未納者に対しては、昭和46年度からはじめての拠出制の老齢年金の支給がはじまるので、年金納付の受給資格要件の確保のためにも、戸別訪問による督促のほか、納付書の発行、督促状の発行などの積極的な徴集体制をさらに充実していく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除のふたつがある。

法定免除とは、障害年金または母子福祉年金もしくは準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法の生活扶助などを受けているとき、または、国立らい療養所などの施設に収容されているときには、これらの事由に該当した月から免除されるものである。

申請免除とは、所得がない場合などで、保険料を納付することが困難であると認められる者には、免除の申請

を行ない、都道府県知事の承認を受けて免除が認められるものである。

44年度末において、保険料を免除された被保険者数は、法定免除65万人、申請免除122万人、合計187万人であつて、その免除率は9.8%である(第3-1-2図参照)。

この免除について年度別にその状況をみると、逐次その数が減少している。これは、制度の趣旨が周知されるにしたがい、また、年金の支給開始時期がせまるにつれて、被保険者が保険料を納付し、将来より有利な年金を受けることを希望していることの現われであろう。

(4) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金があり、その受給状況をみると、第3-1-5表のとおりである。老齢年金、通算老齢年金および寡婦年金は、昭和45年度までは発生しない。

第3-1-5表 国民年金受給者および給付額の推移

第 3 - 1 - 5 表 国民年金受給権者および給付額の推移

		総 数	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金
受給権者数(人)	40年度	70,269	4,219	62,377	47	3,626
	41	92,445	8,415	79,323	54	4,653
	42	117,048	17,776	93,783	52	5,437
	43	138,769	26,570	105,973	61	6,165
	44	157,824	35,682	115,447	69	6,626
給付額(10万円)	40年度	16,490	1,187	14,955	10	338
	41	54,093	5,765	47,314	30	984
	42	69,022	12,189	55,648	29	1,156
	43	82,178	18,211	62,594	35	1,338
	44	93,912	24,457	67,974	39	1,442

社会保険庁調べ

(5) 財政

国民年金は、将来の給付に備えて保険料収入を積立金として積み立て、国もその保険料の拠出時において保険額の1/2に相当する額を積み立てるほか、給付費の一部を負担することになっている。

この国の負担割合は他の年金制度に比べて高くなっている。

積立金の総額は、“年度末において5,585億円に達している。

なお、45年7月から保険料の額が引き上げられることおよび10月からの所得比例保険料の納付が行なわれることに伴い、夜立金も大幅に増加するものと見込まれている。

このほか、国は国民年金の事務に要する経費を負担している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給寺および年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金および準母子福祉年金の4種類の年金があるが、全額国庫負担の経過的、補完的年金であるため、拠出制の他の年金との均衡を図りつつ、財政の状況を勘案してその水準が考えられている。したがって、拠出年金に比べ年金額も低く、各種の支給制限の措置が設けられている。

しかしながら、福祉年金の支給によつて、これまで公的な所得保障の対象外にあつた農業従事者等に対して年金制度に対する認識を深めるという大きな役割を果たしてきたことは否定できないものがある。

年金額は、従来から物価の上昇等を勘案して、第3-1-6表のとおり逐年引き上げが行なわれている。

第3-1-6表 福祉年金額の引き上げ経過

第3-1-6表 福祉年金額の引き上げ経過 (単位：円)

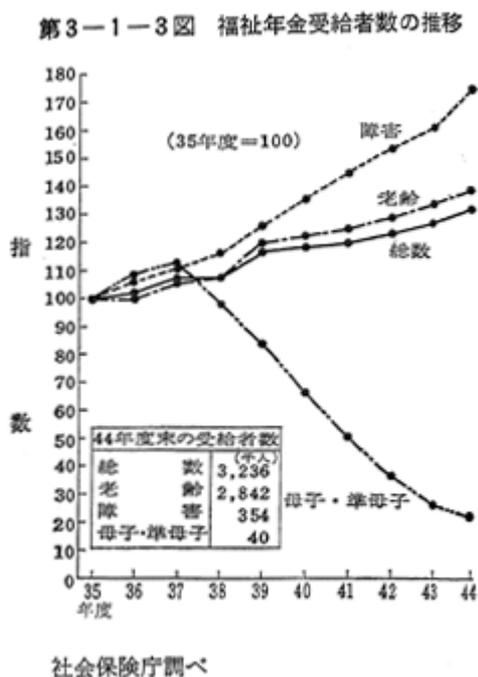
	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)	12,000	18,000	12,000	—
34. 11. 1				(創設) 12,000
36. 4. 1				
38. 9. 1	13,200	21,600	15,600	15,600
40. 9. 1	15,600	24,000	18,000	18,000
42. 1. 1	18,000	26,400	20,400	20,400
43. 1. 1	19,200	30,000	24,000	24,000
43. 10. 1	20,400	32,400	26,400	26,400
44. 10. 1	21,600	34,800	28,800	28,800
45. 10. 1	24,000	37,200	31,200	31,200

福祉年金を受けているものの総数は、昭和44年度末現在323万6,000人に達しているが、制度発足以来の推移をみると第3-1-3図に示すとおり、母子、準母子福祉年金を除き逐年増加の傾向にある。このような傾向は、特に障害福祉年金において顕著であり、昭和36年以来毎年のように行なわれてきた国民年金法の改正による支給範囲の拡大、支給制限の緩和等の福祉年金制度の改善によるところが少なくない。

老齢福祉年金の受給者は、昭和44年10月末現在で280万6,000人であるが、これは、総理府統計局の人口推計月報指による70歳以上の人口のおおむね70%に相当している(第3-1-4図参照)。

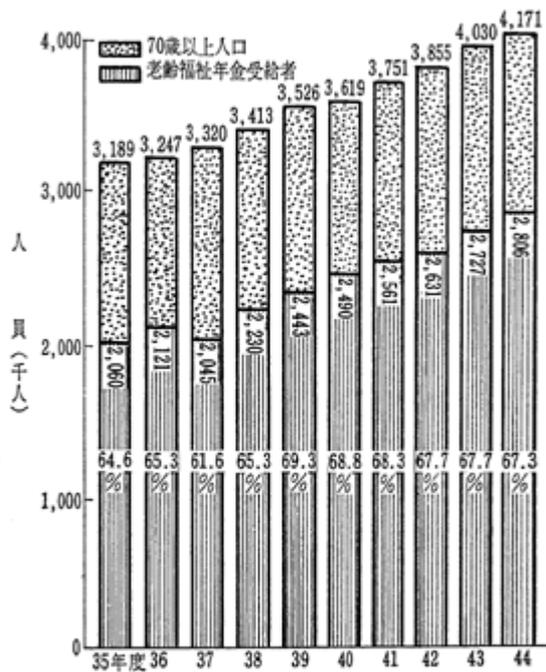
老齢人口は年々増加の傾向数にあるので、受給者もこれに伴って増加していくものと考えられるが、過去においては、第3-1-4図にも示すとおり、必ずしも老齢人口の増加に比例するものとはいえない。

第3-1-3図 福祉年金受給者数の推移



第3-1-4図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-4図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

(注) 受給者数は、各年とも10月末現在である。
人口は総理府統計局昭和44年10月1日現在全国年齢別人口の推計

これは、支給制限の緩和等による制度改善や、経済変動に伴う所得の増減により受給者数に変動があるためである。なお、37年度において受給者が激減しているのは、この年に支給制限に該当した者が多数にのぼったためであり、その後は扶養義務者所得制限の緩和と公的年金との併給限度額の引き上げにより、受給者は増加傾向をたどっている。

障害福祉年金は、当初視聴覚障害およびし体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象として発足したが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行なわれ、39年8月に結核および精神障害を、40年8月に精神薄弱を、41年12月に心臓機能障害や肝臓疾患、腎臓疾患、血液疾患などすべての障害をその支給対象に加え、さらに事後重症制度(障害福祉年金を支給する程度の障害者でないものでもそののちに障害が増悪したときは、障害福祉年金を支給する制度)もとり入れられたのでかなり顕著な伸びを示している。

母子福祉年金および準母子福祉年金の受給者は急速に減少しているが、これはその支給要件となる子孫、または弟妹が成長して義務教育を終了したことはより逐次失権していることと、37年以降拠出年金の支給が開始されたことによつて新たな事故については拠出制の母子年金または準母子年金が支給されることとなるためである。

(2) 支給制限

福祉年金は、全額国庫の負担によつて行なうところから、限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、各種の支給制限が設けられている。

これを大別すれば、(ア)一定額以上の所得を有することによるもの(イ)他の公的年金制度による給付を受けることによるものの二つに分けることができる。

昭和44年度末現在の受給権者数は376万1,000人を数えるが、支給制限の事由に該当して福祉年金の支給を停止されている受給権者は52万5,000人(約14%)であり、このほか支給制限の事由に該当するであろうということで権利の裁定を受けていない潜在受給権者もかなりあるとみられている。

ア 所得制限

所得制限は、受給権者本人、その配偶者および受給権者の民法上の扶養義務者の前年の所得が一定限度額以上にある場合、その年の福祉年金の全額を支給停止するというものであり、毎年6月、福祉年金受給権者から所得状況届の提出を求め、市町村の審査を経て都道府県知事が決定する。

所得制限の限度額は、毎年所得税法、地方税法の改正に伴って引き上げられるほか、国民一般の所得ののびを考慮して引き上げを図ってきている。

イ 公的年金給付と併給制限

公的年金受給による支給制限は、恩給、厚生年金保険などの他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を制限するというものである。すなわち、公的年金給付を、一定の額(公的年金が戦争公務によるものであるときは、16万7,300円、その他一般年金であるときは、福祉年金相当額)以上受けることができるときは、福祉年金額の全額を支給停止することとされ、公的年金の額がこの制限々度額を下回る額であるときは、福祉年金の額の範囲内で制限々度額と公的年金の額との差額を併給するというものである。

福祉年金と公的年金の額との併給者は、44年度末現在45万4,000人で、その99.5%は軍人関係の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金など戦争公務による恩給、年金の受給者である。また、福祉年金を全額併給される者は、このうちわずか16万6,000人にすぎず、残りの28万8,000人は差額併給者(一部支給停止者)である。

(3) 給付質

福祉年金は、毎年1月、5月、9月を支払期日としてその前月までの分を受給者の住所地郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は、全額国庫負担で、毎年度一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年度から44年度末までに約4,505億円が支払われているが、最近5年間を年金種別にみると、第3-1-7表のとおりで、受給者の自然増加および年金額の引き上げなど制度の内容改善によつて毎年増加している。

第3-1-7表 福祉年金支払額の推移

第3-1-7表 福祉年金支払額の推移
(単位：百万円)

	総 数	老 齢	障 害	母子・準母子
38 年 度	35,161	26,691	5,178	3,292
39	40,426	30,682	6,510	3,234
40	41,538	32,005	6,952	2,581
41	47,160	36,756	8,322	2,082
42	55,346	43,673	9,917	1,756
43	62,588	49,212	11,813	1,563

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

近年における厚生年金保険の適用事業所数は、毎年平均5%程度の増加を示しており、44年度末の事業所数は70万3,290となつている。

また被保険者数は、毎年平均4%程度の増加傾向にあり、44年度末で2,158万人に達している。

なお、1事業所当たりの被保険者数は、44年度末では30.7人となつている。

(2) 標準報酬および保険料

厚生年金保険の給付額および保険料額の算出基礎となる標準報酬月額は、毎年平均9.3%程度の増加を示し、昭和44年度末では第4種以外の者の平均4万7,526円、第1種5万6,548円、第2種2万9,171円、第3種6万1,862円となつている。

保険料の額を算出する保険率は、支出面での保険給付の予想額、収入面での積立金の運用利子および国庫負担の予定額に照らして5年ごとに再計算することになつている。現行の保険料率は、44年に行なわれた再計算に基づくものであり、つぎのようになつている。

第1種被保険者(男子) 62/1,000

(特例第1種被保険者(厚生年金基金に加入している男子)36/1,000)

第2種被保険者(女子) 46/1,000

(特例第2種被保険者(厚生年金基金に加入している女子)24/1,000)

第3種被保険者(坑内夫) 74/1,000

(特例第3種被保険者(厚生年金基金に加入している坑内夫)36/1,000)

第4種被保険者 62/1,000

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金および遺族年金があり、一時金給付として障害手当金および脱退手当金がある。

44年度末における年金受給権者数は102万8,174人で毎年16%前後増加している。

第3-1-8表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移
(単位:円)

	老 齢 年 金	通算老齢年金	障 害 年 金	遺 族 年 金
40年度末	91,783	35,678	76,831	63,783
41	93,914	36,682	78,471	63,560
42	96,809	37,122	80,408	62,190
43	99,756	37,815	82,389	62,325
44	158,862	51,080	131,465	97,868

社会保険庁調べ
(注) 老齢年金には、特例老齢年金を含む。

ア 老齢年金

44年度における老齢年金の受給権者数は、44万6,553人で、在職老齢年金の創設された昭和40年は別として、毎年20～30%前後増加している。

イ 通算老齢年金

44年度末における通算老齢年金の受給権者数は、4万7,053人で、本制度が創設された36年以来毎年著しい増加を続けており、39年度末の4,245人と比べると約11.1倍に達している。

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であつた者に対し、緩和された資格期間のもとに支給されるもので、44年度末における受給権者数は、376人である。44年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は、6万3,709円となつている。

エ 障害年金

44年度末における障害年金の受給権者数は、9万2,314人であり、35年度以来減少をたどつていたが、40年度末の7万6,029人を境として41年度以後は増加してきている。

オ 遺族年金

44年度末における遺族年金の受給権者数は、44万2,254人で、毎年10%程度増加しており、39年度末の26万0,668人と比べると約1.7倍に達している。

カ 障害手当金

44年度における脱退手当金の受給者数は、482人で、受給者1人当たりの平均受給額は、18万1,355円である。

キ 脱退手当金

44年度における脱退手当金の受給者数は、21万9,072人で、受給者1人当たりの平均受給額は、3万1,528円である。

(4) 年金給付の業務

保険給付の裁定事務は、従来、社会保険事務所で行なわれていたが、脱退手当金を除き、被保険者記録を保管している社会保険庁において、電子計算組織を活用して集中処理することとし、43年1月から裁定事務を行なつている。すでに、年金給付の支払事務については、41年2月から集中処理を行なつているので、これによつて、裁定から支払いまでの事務処理が一元的に行なわれることとなつた。

年金は、毎年2月、5月、8月および11月の4期(通算老齢年金および特例老齢年金は6月と12月の2期)にそれぞれの前月分までを社会保険庁から、受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直接送金することになつている。

第3-1-9表 厚生年金保険収支状況

(単位:千円)

	40年度	41	42	43	44
収入総額	385,227,014	480,033,847	551,068,601	634,112,394	779,610,964
保険料	297,369,048	360,711,253	402,812,763	450,556,612	553,604,044
国庫負担金	8,135,733	14,961,889	14,989,488	17,598,234	22,432,034
事務費	2,468,475	2,888,711	3,123,592	3,629,797	4,315,515
給付費	5,667,258	12,073,178	11,865,897	13,968,437	18,116,519
利子	78,447,335	102,522,219	131,460,693	163,373,772	201,213,300
積立金より受入	—	—	378,289	207,000	—
その他の収入	1,274,898	1,838,486	1,427,369	2,376,776	2,361,586
支出総額	42,823,082	62,077,340	73,372,268	85,603,421	108,966,926
保険給付費	37,618,959	54,440,728	65,050,581	76,846,832	98,855,343
事務費	3,175,377	3,771,257	4,461,784	4,791,406	5,132,666
福祉施設費	1,981,280	3,704,480	3,653,427	3,889,024	4,714,367
その他の支出	47,465	160,875	206,476	76,159	264,550
収支差引剰余金	342,403,932	417,956,507	477,696,334	548,508,973	670,644,038
翌年度へ繰越	630,707	—	230,051	526,878	905,776
積立金へ繰入	341,773,225	417,956,507	477,466,282	547,982,095	669,738,262
年度末現在積立金	1,099,668,866	1,441,442,091	1,859,020,309	2,336,279,591	2,884,261,686

資料:社会保険庁「事業年報」

(注) 1) 「事業費」は、厚生保険特別会計の年金勘定から予算定員数等により推計したものである。

2) 「積立金へ繰入」は、当該年度の決算の結果翌年度において積み立てられる額である。したがって、当該年度の「年度末現在積立金」は前年度分までの積立金の総額である。

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と保険事業の運営に要する事務費に大別される。前者は、その約80%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約20%を給付を行なう際に国庫が負担し、後者はその全額を国庫が負担している。その財政収支状況は、第3-1-9表のとおりである。

(6) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほかに、被保険者、被保険者であつた者、および受給権者(以下「被保険者等」という。)の福祉を増進させることを目的として、つぎのような施設を設けている。

(ア) 厚生年金病院8

(イ) 厚生年金会館3

(ウ) 厚生年金老人ホーム12

(エ) 厚生年金スポーツセンター2

厚生年金基金

ア 基金設立の状況

厚生年金基金は、厚生年金保険の老齢年金のうち、報酬比例相当部分について、政府を代行し、あわせて附加給付を行なう特別の法人である。基金は、規模1,000人以上の企業またはあわせて1,000人になるいくつかの企業が共同して設立することができる。

昭和41年11月の発足以降について設立状況をみると、41年度140、42年度163、43年度150、44年度128と推移し45年7月1日現在では、634基金324万人をこえる加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、634基金のうち単独企業による単独設立が355基金で55.9%を占め、子会社等を含む2以上の関連企業による連合設立が174基金27.5%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が105基金、16.6%となつている。

母体企業の態様別状況は第3-1-10表のとおり、卸売小売業、機械器具製造業等が多い。

第3-1-10表 企業業種別厚生年金基金設立状況

第3-1-10表 企業業種別厚生年金基金設立状況

(45年7月1日現在)

業 種	基 金 数	加 入 員 数	1基金当たりの加入員数
総 数	634	3,236,822	5,105
水 産 業	3	6,350	2,117
建 設 業	21	53,024	2,525
食 料 品 製 造 業	28	98,361	3,513
織 維 製 品 製 造 業	58	338,536	5,837
木 製 品 製 造 業	6	12,383	2,064
化 学 工 業	55	184,965	3,363
金 属 工 業	29	132,718	4,576
機 械 器 具 製 造 業	119	712,084	5,984
そ の 他 の 製 造 業	26	146,053	5,617
卸 売、小 売 業	124	702,758	5,667
金 融 業	66	308,817	4,679
運 輸 通 信 業	63	351,855	5,585
サ ー ビ ス 業	36	188,918	5,248

厚生省年金局調べ

加入員規模別を見ると5,000人未満の基金が76.5%を占め、5,000人以上は、わずか23.5%にすぎないが第3-1-11表のとおり5,000人以上の基金の占める割合は上昇の傾向を示している。

第3-1-11表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-11表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

月 日	2,000人未満	2,000~5,000	5,000~10,000	10,000~
41. 11	(44.8) 39	(41.4) 36	(9.2) 8	(4.6) 4
42. 7	(49.8) 108	(37.3) 81	(6.5) 14	(6.5) 14
43. 7	(47.8) 179	(33.6) 126	(8.5) 32	(10.1) 37
44. 7	(47.8) 253	(31.6) 167	(9.4) 50	(11.2) 58
45. 7	(46.2) 293	(30.3) 192	(12.5) 79	(11.0) 70

厚生省年金局調べ

(注) ()内は%

イ 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と脱退または死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は、厚生年金保険の老齢年金または通算老齢年金の報酬比例部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ方式で、これより手厚い給付を行なうもの(代行型)特別の額を上積みする方式のもの(加算型)等があり、第3-1-12表にみられるとおり、最近加算型基金が漸次増加する傾向をみせている。

これらの年金給付が、厚生年金保険の水準を上回る厚味としてのプラス、アルファ別基金数は、第3-1-13表のとおりである。

なお、プラス・アルファの大きい基金は、ほとんど加算型の算定方式をとっている。

第3-1-12表 制度設計タイプ別厚生年金基金の推移

第3-1-12表 制度設計タイプ別厚生年金基金の推移

年 月	代 行 型	加 算 型	そ の 他
41. 11	(78.2) 68	(21.8) 19	(0) 0
42. 7	(71.8) 156	(27.6) 60	(0.6) 1
43. 7	(66.8) 250	(32.8) 123	(0.4) 1
44. 7	(62.3) 329	(36.9) 195	(0.8) 4
45. 7	(63.2) 401	(36.1) 229	(0.7) 4

厚生省年金局調べ
(注) ()内は%

第3-1-13表 代行料率を上回る部分の負担割合

第3-1-13表 代行料率を上回る部分の負担割合

	全 額 事 業 主	折 半	そ の 他
代 行 型	296	5	5
加 算 型	基本部分	5	2
	加算部分	33	49

厚生省年金局調べ

ウ 掛金

基金の掛金の額は、基金の設立に伴って厚生年金保険の保険料率において、男子26/1000女子22/1,000の保険料相当額以上としなければならないものとされている。また、掛金の額の負担割合は、事業主と加入員との折半を原則としているが基金の設立によつて厚生年金保険において軽減される保険料相当額をこえる部分については、事業主の負担を増加することができることになつている(第3-1-13表)。

エ 標準給与

基金の標準給与の基礎となる給与の範囲および標準給与の決定方法等は、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

オ 財政

基金の運営に要する経費は年金給付に要する経費(年金経理)と年金事業に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入および国庫負担(基金の年金給付のうち、厚生年金保険の報酬比例部分に見合う部分に対して、政府管掌と同じ国庫負担が行なわれる。)でまかなわれる。また、事務の執行に要する経費は、全額事業主が負担することとされている。

カ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について、1か月でも加入員期間があれば、年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金を支給することを目的として基金からの年金給付の支給義務の申し出により年金給付の現価相当額の移換を受け、これによつて承継した中途脱退者に係る年金給付の支給を主たる業務とするのが、厚生年金基金連合会である。昭和45年7月現在までの中途脱退者数および現価相当額は、それぞれ99.9万人および5,410百万円である。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

年金部門の給付の種類としては、老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金の各年金と障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、行方不明手当金、脱退手当金の各一時金の給付がある。

そのほか、従前の規定による遺族給付として寡婦(夫)年金および遺児年金がある。

年金部門の給付のうち、主なものの給付状況は、つぎのとおりである。

ア 老齢年金

44年末における老齢年金の受給者数は、前年度末に比べると15%の増加である。

一方、1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べると56%の増加である。40年5月のいわゆる1万円年金および44年11月の2万円年金等の給付改善等によつて、年金額は年々増加してきている。

イ 障害年金

44年度末における障害年金の受給者数は、前年度末に比べ、職務外事由によるもの9%および職務上事由によるもの2%の増加である。

44年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、職務外12万9,194円、職務上18万1,511円で、前年度に比べるとそれぞれ42%および32%の増加である。

ウ 遺族年金

遺族年金の件数は、職務外事由によるものは、毎年度20%程度の増加を示しており、また職務上の事由によるものは、おおむね被保険者数に比例して増加している。

44年度末の遺族年金1件当たりの平均年金額は、職務外、職務上ともかなりな上昇を見ている。

(2) 年金給付の支払状況

年金は毎年2月,5月,8月および11月の4期にそれぞれ前月分までを,社会保険庁から受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直送することになっている。

第3-1-14表 船員保険年金受給者の推移

第3-1-14表 船員保険年金受給者の推移

(単位:人)

	総数	老齢年金 (通算老齢 年金を含む)	障害年金		遺族年金		寡婦,か ん夫,遺 児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
年度末							
39	33,007	5,902	2,176	1,065	2,150	18,868	2,846
40	34,764	6,730	2,178	1,076	2,710	19,301	2,769
41	37,341	8,071	2,321	1,130	3,492	19,578	2,749
42	40,302	9,571	2,518	1,213	4,464	19,813	2,723
43	42,630	10,591	2,654	1,327	5,350	20,033	2,676
44	32,697	12,136	2,444	1,210	6,078	8,171	2,658

社会保険庁調べ

(注) 44年度末の職務上の障害年金および遺族年金は,戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているため,支給停止されている者を除いた。

第3-1-15表 船員保険年金種類別1件当たり金額

第3-1-15表 船員保険年金種類別1件当たり金額

(単位:円)

	老齢年金	通算老 齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦 かん夫 遺児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
年度末							
39	57,432	18,258	57,455	65,119	28,234	36,885	29,396
40	132,484	33,442	85,883	114,613	67,827	82,964	65,257
41	128,964	32,701	87,914	120,104	68,104	86,513	64,684
42	133,748	33,287	88,865	127,374	68,374	89,216	64,205
43	136,865	36,106	90,859	137,277	68,916	92,423	63,657
44	213,776	52,924	129,194	181,511	107,509	153,500	96,926

社会保険庁調べ

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

(1) 制度の創設

石炭鉱業年金基金制度は、石炭鉱業年金基金法(昭和42年法第135号)によつて石炭鉱業労働者の雇用の安定と労働力の確保を図る石炭対策の一環として設けられた特別年金制度である。

わが国の石炭産業は、昭和30年代にはじまつた、エネルギー革命によつて大きく変化し企業の存在の可否をも問われることとなつた。そして炭鉱のあいつぐ閉山によりひきおこされた社会問題の重要性にかんがみ、政府は石炭企業の再建策の検討に取り組むこととなり、内閣総理大臣特命の石炭鉱業調査団(有澤広巳団長)が組織され37年および39年に石炭対策に係る総合的な答申を行なつたが、この39年答申において石炭鉱業労働者に対する特別年金制度の検討がうたわれたものである。

一方、通商産業大臣の諮問機関である石炭鉱業審議会も、石炭鉱業の抜本的安定対策について40年に中間答申、41年に最終答申を行ない、老齢年金制度の実施が具体的な問題となつた。そして、同審議会年金問題小委員会が、42年5月、年金制度の実施に係る具体的な考え方を示したことによつて、この制度が法律化するところとなつたのである。石炭鉱業年金基金は42年10月2日、石炭鉱業の全事業主を会員とする特別法人として厚生大臣の認可を受けて設立されたものである。この基金は石炭鉱業労働者の老齢または死亡について給付を行ない、生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて石炭鉱業労働者の雇用の安定的確保に資することを目的としている。

(2) 石炭鉱業年金の仕組み

石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、当然に基金の会員となる。

基金の行なう年金給付または一時金給付の対象となる者は、坑内員(石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第3種被保険者たる労働者)および坑外員(同じく第1種または第2種被保険者たる労働者)またはその遺族とされている。なお政令の定めるところにより、石炭の採掘の業務と緊密な関係を有しない業務に従事する者は、坑外員の範囲から除外される。

基金が支給する給付については、基金の定款によつて定められている。基金は、この給付に必要な経費の財源として、会員から掛金徴収をする。基金は長期間にわたる年金事業を行なうものであるため、財政的に健

全でなければならない。したがって資産の運用は安全かつ効率的に行なうとともに、給付に充てるべき責任準備金を完全積立方式により積み立てなければならないとされている。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

わが国の公的年金各制度は、いずれも将来の年金給付に備えてあらかじめ保険料を積み立てておき、これを有利かつ確実に運用することで給付財源の相当部分をまかなう、いわゆる積立式方式により年金財政方式を採用している。

厚生年金保険、国民年金では、まだ給付が本格化するに至っていないところから、毎年保険料および積立金の運用収入が給付費を大きく上回つていて、両年金の積立金は累増を続け、44年度末では4兆1,125億円の巨額に達している。両年金制度における積立金の累積状況は第3-1-16表のとおりである。

第3-1-16表 厚生年金保険・国民年金の積立金累積状況

第3-1-16表 厚生年金保険・国民年金の積立金累積状況
(単位：億円)

年 度	厚生年金保険		国民年金	
	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計
40	3,418	14,415	471	1,946
41	4,179	18,594	586	2,532
42	4,771	23,365	824	3,356
43	5,478	28,843	996	4,352
44	6,697	35,540	1,233	5,585

厚生省年金局調べ

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険および国民年金の積立金は、資金運用部資金法に基づき大蔵省資金運用部に預託され、郵便預金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余剰金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

財政投融资は、政策金融として、国家目的に即した分野に長期かつ低利の資金を融通するもので、最近では、住宅建設、上下水道の整備、公害防止など国民生活に密接した部門、道路や鉄道など公共投資の一部あるいは中小企業および農林漁業に対する金融に重点が置かれている。45年度における財政投融资計画(当初計画)は3兆5,799億円であり、政府の一般会計歳出予算額(当初)7兆9,498億円に比べると45%、おおよそ歳出予算の半分に相当し、わが国の経済に与える影響もきわめて大きい。

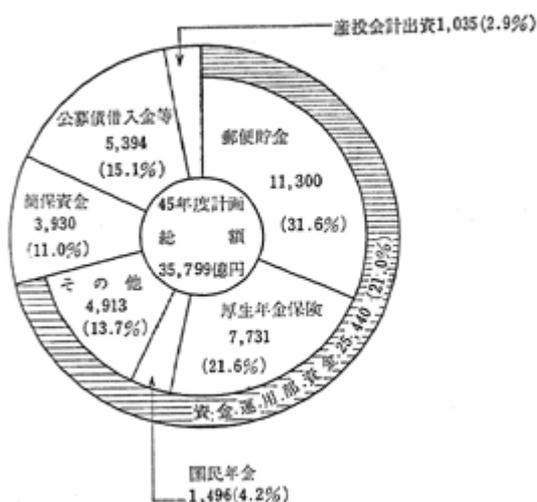
財政投融资の原資見込み(当初計画)は第3-1-5図のとおりで、資金運用部資金はその総額の71.0%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険および国民年金の預託原資は9,227億円であり、資金運用部資金の36.3%を占めている。

年金積立金の運用用途については、36年1月に行なわれた厚生大臣と大蔵大臣との協議に基づき、主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野(住宅、生活環境整備厚生福祉施設、文教施設、中小企業・農林漁業)に最重点を置き、残余についても国民生活の安定向上の基礎となる分野(国土保全・災害復旧、道路運輸通信、地域開発)に限定して運用すること、そして前者の分野において、一定部分を、年金積立金の還元融資ということで、保険料拠出者である両年金制度の被保険者等の生活の向上に直接寄与する施設の整備に融通することとされている。

なお、年金積立金の用途については、財政投融资計画の用途別分類表に「年金資金等」の区分で示されるが、45年度の運用計画では、第3-1-17表のとおりである。

第3-1-5図 財政投融资原資内訳(45年度計画)

第3-1-5図 財政投融资原資内訳
(45年度計画)



大蔵省理財局調べ

第3-1-17表 昭和45年度財政投融资使途別分類表(当初計画)

第3-1-17表 昭和45年度財政投融资使途別分類表(当初計画)

(単位: 億円)

区 分	産業投資 特別会計 出 資	資金運用部資金			簡保資金	公 募 債 借入金等	財投合計
		年 金 資金等	郵 貯 資金等	小 計			
総 額	1,035	9,688	15,752	25,440	3,930	5,394	35,799
(1) 住 宅	—	2,159	2,161	4,320	856	1,720	6,896
(2) 生活環境整備	1	1,774	1,360	3,134	193	840	4,168
(3) 厚生福祉施設	—	951	66	1,017	—	—	1,017
(4) 文教施設	—	205	292	497	293	—	790
(5) 中小企業	—	1,940	2,754	4,694	425	404	5,523
(6) 農林漁業	2	696	987	1,683	100	—	1,785
(1)~(6) 小 計	3	7,725	7,620	15,345	1,867	2,964	20,179
(7) 国土保全・災害復旧	—	180	256	436	124	—	560
(8) 道 路	—	401	754	1,155	1,064	859	3,078
(9) 運輸・通信	115	1,031	1,876	2,907	608	1,093	4,723
(10) 地域開発	11	351	499	850	171	399	1,431
(7)~(10) 小 計	126	1,963	3,385	5,348	1,967	2,351	9,792
(11) 基幹産業	146	—	1,707	1,707	96	79	2,028
(12) 輸出振興	760	—	3,040	3,040	—	—	3,800

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 開発銀行, 地方公共団体等, あらかじめ使途別に配分することが困難なものについては実績等を基礎として比例配分されている。
2. 年金資金等には厚生年金, 国民年金, 船員保険および国家公務員共済組合の新規預託増加分を計上してある。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第1章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 年金積立金の還元融資

年金積立金の還元融資(厚生年金保険積立金還元融資,国民年金特別融資)は,年金積立金の蓄積のもとである保険料の拠出者に対して,その積立金の運用に伴う投資効果を直接におよぼす趣旨に基づくものである。この還元融資は,年金制度の被保険者等の福祉の増進に直接寄与する住宅や病院に,また保育所,老人ホームなどの社会福祉施設,会館,国民宿舎,体育施設に,あるいは清掃事業,上水道事業など生活環境整備に対して行なわれる。

この還元融資の主なものとしては,都道府県や市町村に対して特別地方債という型で行なう地方公共団体貸付と,特別法人である年金福祉事業団を通じて行なう民間向けの融資とがあり,45年度においては,還元融資の資金枠2,357億円のうちそれぞれ55%,29%を占めている。

還元融資の資金枠は,毎年4月から3月までの間に資金運用部に預け入れる年金資金の預託見込額を基準として,その25%相当額とされている。最近における還元融資資金枠は,第3-1-18表のとおりであり,年金積立金の毎年度ののびに対応して年々増大している。

この還元融資の資金枠については,融資需要に応じて拡大するよう各方面から要望されているが,45年度においては,従来の25%相当額のほかに,国民年金制度改正の実行初年度にあたることから,その円滑な施行をはかるため,特に50億円を計上し,資金量の増大を図ることとした。

還元融資の主要部分である特別地方債および年金福祉事業団の概要は,つぎに述べるとおりである。

第3-1-18表 厚生年金保険積立金還元融資・国民年金特別融資 資金計画

区 分	合 計		厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金	
	昭 和 44 年 度	昭 和 45 年 度	昭 和 44 年 度	昭 和 45 年 度	昭 和 44 年 度	昭 和 45 年 度
預託金増加見込額	7,301	9,227	6,164	7,731	1,137	1,496
還元融資・特別融資総額	1,845	2,357	1,561	1,933	284	424
年金福祉事業団	(630) 480	(820) 680	(620) 471	(809) 670	(10) 9	(11) 10
住 宅	(510) 388	(685) 562	(510) 388	(685) 562	—	—
療 養 施 設	(50) 39	(55) 48	(45) 35	(50) 43	(5) 4	(5) 5
厚生福祉施設	(70) 53	(80) 70	(65) 48	(74) 63	(5) 5	(6) 5
特別地方債	1,077	1,285	849	920	228	365
住 宅 ・ 水 洗	75	75	65	65	10	10
病 院	230	250	163	170	67	80
厚生福祉施設	238	250	87	95	151	155
清 掃	156	170	156	170	—	—
と 畜 場	12	7	12	7	—	—
簡 易 水 道	45	65	45	—	—	65
上 水 道	261	282	261	282	—	—
下 水 道	60	131	60	131	—	—
同 和 対 策	—	55	—	—	—	55
そ の 他	288	392	241	343	47	49
医療金融公庫	152	194	131	175	21	19
社会福祉事業振興会	33	38	17	19	16	19
国立病院特別会計	48	55	38	44	10	11
公害防止事業団	55	105	55	105	—	—

厚生省年金局調べ

(注) 年金福祉事業団における()内の額は、事業計画額(貸付決定限度額)である。

(1) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村などの地方公共団体が、厚生年金保険および国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を設置または整備しようとする場合に行なわれる融資であり、融資対象施設は、住宅(厚生年金保険の適用を受ける中小企業事業主に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅および下水道終末処理施設が完備している地域で既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付けする事業)、病院、厚生福祉施設(国民宿舎などの休養施設、体育施設、会館、保育所などの社会福祉施設等)、清掃施設(し尿処理、ごみ処理施設等)、簡易水道、上水道施設などである。なお、利率は年6.5%である。

(2) 年金福祉卒業団

年金福祉事業団は、厚生年金保険・船員保険または、国民年金の被保険者等の福祉を増進するために住宅、療養施設または厚生福祉施設を設置または整備しようとする事業主、被保険者団体などに対し、長期かつ低利の融資を行なうため36年11月法律に基づいて設立された特別法人である。

貸し付けの相手方は、厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、消費生活協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人などである。融資の対象となる施設は住宅、療養施設、厚生福祉施設(休養施設、体育施設、教養文化施設など)である。

利率は、大企業事業主(事業主または船舶所有者で資本の額または出資の総額が5,000万円、(商業・サービス業は1,000万円)をこえかつ、常時使用する被保険者数が300人(商業・サービス業は50人、鉱業1,000人をこえるものをいう。)については年7%、中小企業主その他の法人については年6.5%であるが、特に被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の資金融資については年5.5%とされている。

なお特別地方債および年金福祉事業団融資に対する資金需要は年々増加しており、これに対応して資金枠の増大をはかっているが、特に年金福祉事業団融資については、事業枠(貸付決定限度額)が設けられており、45年度においては、資金枠680億円に対し事業枠として820億円を設定し増大する資金需要に応ずることとしている。特別地方債および年金福祉事業団の44年度における融資の申

請および決定の状況は第3-1-19表のとおりである。

第3-1-19表 特別地方債および年金福祉事業団融資の申請状況および決定状況

第3-1-19表 特別地方債および年金福祉事業団

融資の申請状況および決定状況(昭和44年度)

(単位:百万円)

	総 数					特 申	別 地 方 債				年 金 福 祉 事 業 団			
	申 請		決 定		件 数		請		決 定		申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額			金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 数	7,636	297,806	5,610	203,815	3,401	174,537	3,137	140,815	4,435	123,269	2,473	63,000		
住 宅	3,865	105,951	2,183	58,181	77	8,403	77	7,181	3,788	97,548	2,106	51,000		
病 院	455	66,225	420	47,632	363	57,364	341	42,632	92	8,861	79	5,000		
厚生福祉施設	1,979	69,147	1,538	37,951	1,424	52,287	1,250	30,951	555	16,860	288	7,000		
{ 休 養 施 設	185	7,441	115	4,399	63	4,572	45	3,037	122	2,869	70	1,362		
{ 会 館	49	13,186	30	8,011	49	13,186	30	8,011	—	—	—	—		
{ 体 育 施 設	337	19,821	241	10,734	265	17,264	208	9,430	72	2,557	33	1,304		
{ 火 葬 場	74	845	68	452	74	845	68	452	—	—	—	—		
{ 衛 生 検 査 施 設	6	571	5	421	6	571	5	421	—	—	—	—		
{ 保 健 所	30	855	28	560	30	855	28	560	—	—	—	—		
{ 看 護 婦 等 養 成 所	22	1,030	18	794	22	1,030	18	794	—	—	—	—		
{ 社 会 福 祉 施 設	924	14,461	856	8,259	915	13,964	853	8,246	9	497	3	13		
{ 教 養 文 化 施 設	227	8,205	111	3,074	—	—	—	—	227	8,205	111	3,074		
{ 給 食 施 設	125	2,732	71	1,247	—	—	—	—	125	2,732	71	1,247		
清 掃	789	48,992	696	21,746	789	48,992	696	21,746	—	—	—	—		
と 畜 場	34	2,193	32	1,172	34	2,193	32	1,172	—	—	—	—		
簡 易 水 道	714	5,298	714	5,043	714	5,298	714	5,043	—	—	—	—		
上 水 道	(23)	(82,906)	(23)	(78,409)	(23)	(82,906)	(23)	(78,409)	—	—	—	—		
	—	—	20	26,090	—	—	20	26,090	—	—	—	—		
下 水 道	(7)	(13,830)	(7)	(10,780)	(7)	(13,830)	(7)	(10,780)	—	—	—	—		
	—	—	7	6,000	—	—	7	6,000	—	—	—	—		

厚生省年金局調べ

(注) 1. 本表は、前年度からの継続融資分および45年度以降の融資予定分を含んでいる。

2. 上・下水道における()内の数値には、特別地方債(還元融資)によるもののほか、他の政府資金、公募資金によるものを含めて計上した。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第1節 生活保護の動向

1 被保護階層の質的变化

過去10年間の保護の動向をみると、保護行政の対象である貧困階層に大きな構造変化があり、いわば貧困の質的变化が進行しているといえることができる。

すなわち、老人、身体障害者などの本来的に稼働能力が少ない、社会的に障害を有する階層が増大し、それが被保護階層の主体となつている。10年前、稼働収入のある者が一人もいない世帯が45%であつたが、今日では60%をこえたことなどからして、かつての失業による貧困はかげをひそめ、心身両面のハンディキャップ階層を対象とした生活保護行政へと変貌しつつある。

こうした変貌は今後急速に進行するものと考えられ、これに対して制度的対応が要請されているのである。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第1節 生活保護の動向

2 被保護世帯,人員および保護率

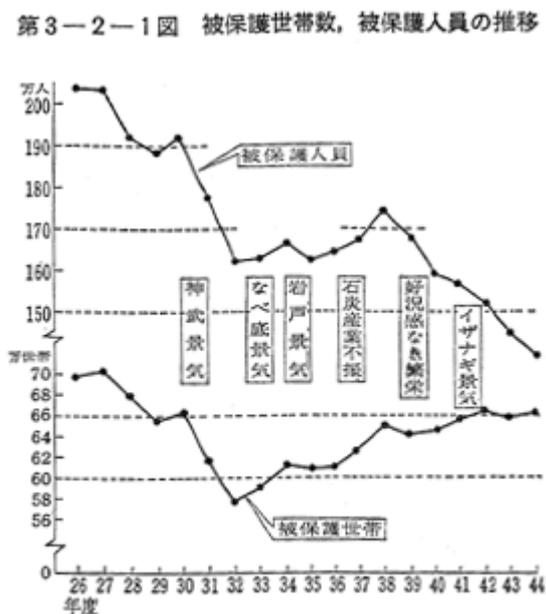
生活保護を受けている世帯数および人員は,昭和44年度平均では,66万世帯,140万人である。人口1,000人当たり被保護人員(以下「保護率」(‰)という。)は13.6人となる。これらを43年度と比較してみると,世帯数は微増しているのに反して,被保護人員は5万1,000人減少し,保護率においても0.7‰低下している。

被保護世帯数および被保護人員は,その時期における社会経済情勢によつて大きな影響を受けるが,とりわけ経済情勢の変化に対応して推移してきている(第3-2-1図参照)。40年から現在に至るわが国の長期経済成長は,一般にイザナギ景気といわれ,景気上昇の期間として過去の最長であつた岩戸景気を上回つている。この景気上昇によつて,社会生活の面では急速な所得水準の向上がみられ,労働市場においても,景気の上昇に伴う生産活動の活発化を反映して労働力不足が深刻化している。

労働力需要の増大に伴つて,就労による生活保護の廃止人員が増加し,被保護世帯における中卒者の就労転出がめだつている。

つぎに保護の動向を地域別にみると第3-2-2図のとおりである。一般的にいうと社会構造や産業構造の地域的な差異が如実に現われており,大都市およびその周辺地域などの産業が高度化している地域では保護率が低く,農山漁村地域や産炭地域では高くなつている。

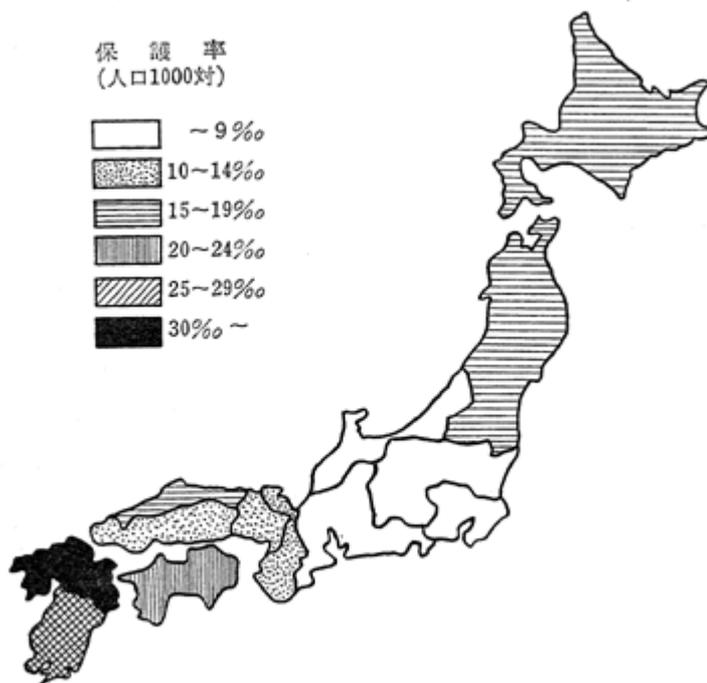
第3-2-1図 被保護世帯数,被保護人員の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第3-2-2図 地域別にみた保護率(44年度)

第3-2-2図 地域別にみた保護率
(44年度)



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

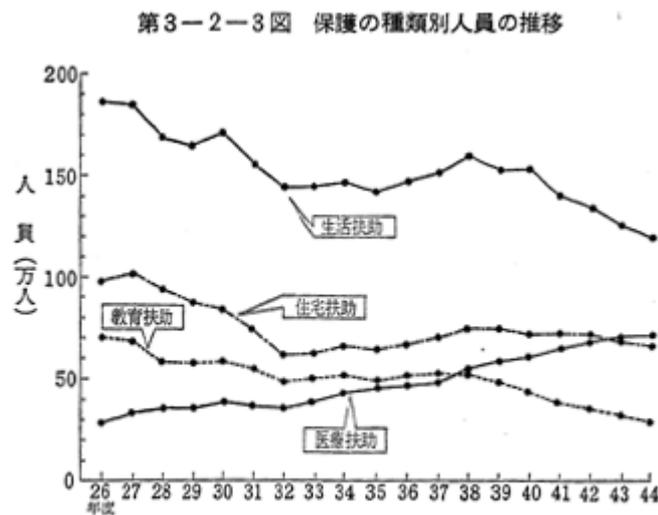
第1節 生活保護の動向

3 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると、昭和44年度平均で、生活扶助121万人、住宅扶助67万人、教育扶助29万人、医療扶助70万人、その他の扶助(出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)1万人である。これらの近年の動向をみると、生活扶助人員は、被保護人員とほぼ同様に減少し、住宅扶助人員は、一時微増したが総じて減少傾向にある。また、教育扶助人員は、急激な減少を示しているが、これは、学齢児童数の減少によるものである。

つぎに、医療扶助人員をみると、そののびが著しく、26年度以降、31、32年度を除いて毎年増加し続け、特に38年度以降においてその増加傾向は顕著となり、38年度には教育扶助人員を、43年度には住宅扶助人員をも追い抜いて増加し続けている(第3-2-3図参照)。

第3-2-3図 保護の種類別人員の推移

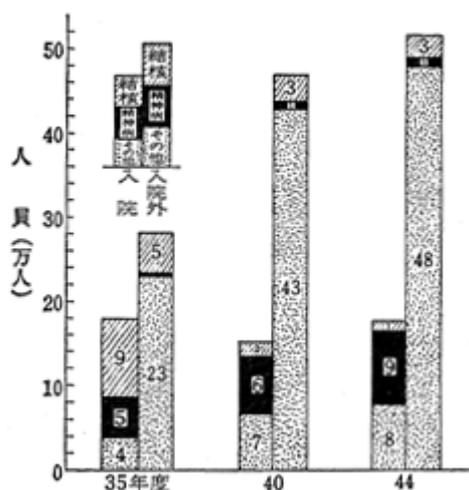


資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

医療扶助人員の内訳をみると、入院人員は、36年度に結核予防法、精神衛生法の一部改正により、生活保護から患者の移し替えが行なわれ一時的には減少したが、39年度以降増加傾向に転じ、近年における増加は著しいものがある。一方、入院外人員も33年度以降大幅に増加しているが、この入院外人員の増加が医療扶助人員全体の大幅な増加を招いているものとみられる(第3-2-4図参照)。

第3-2-4図 医療扶助人員の推移

第3—2—4図 医療扶助人員の推移



資料・厚生省統計調査部「厚生省報告例」

病類別にみると、結核患者は衛生思想の普及、新薬の発見、治療技術の向上等により年々減少し、44年度3万6千人にまで減少している。精神病患者は精神衛生法の措置へ移し替えが行なわれ一時減少したが、精神衛生対策がすすみ、精神病患者の新規発見が多くなったこと、また、精神病病床数も増加したことで、医療扶助による精神病患者も増加し、44年度は10万3千人となつている。一方、結核および精神病以外の疾病患者は、近年著しい増加傾向をみせており、44年度には57万3千人にも達している。

このように医療扶助人員が大幅に増加していることは、戦後、医学、公衆衛生の向上、社会保険の普及によつて国民全体の受診回数が年々多くなつていくことと軌を一にするものといえるであろう。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

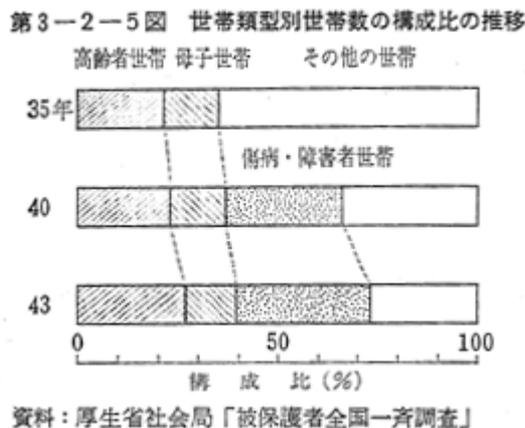
第2章 生活保護

第1節 生活保護の動向

4 世帯・人員の構造および就業状況

被保護世帯の世帯類型をみると、先にも述べたが、単に経済的給付だけでなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯、母子世帯、傷病者世帯、障害者世帯が、43年では74%も占めている。この割合は40年の66%に比べて高くなっているが、とくに高齢者世帯は、35年の22%から43年の27%まで増加している(第3-2-5図参照)。

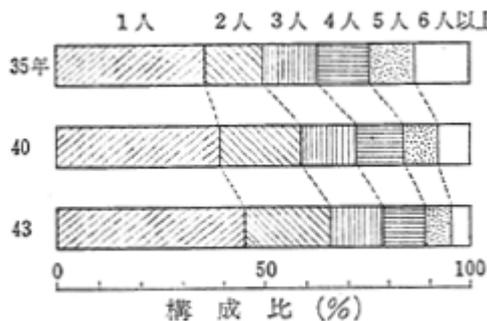
第3-2-5図 世帯類型別世帯数の構成比の推移



つぎに、世帯人員の推移をみると1世帯当たりの世帯人員は、35年の3.0人から年々減少し44年には2.2人となつている。被保護世帯の世帯人員が減少しているのは、核家族化の進行という一般的な傾向によるもののほか、単身者世帯、高齢・母子世帯などの少人数世帯の割合が多くなりつつあることなどによるものと考えられる(第3-2-6図参照)。

第3-2-6図 世帯人員別世帯数の構成比の推移

第3-2-6図 世帯人員別世帯数の構成比の推移

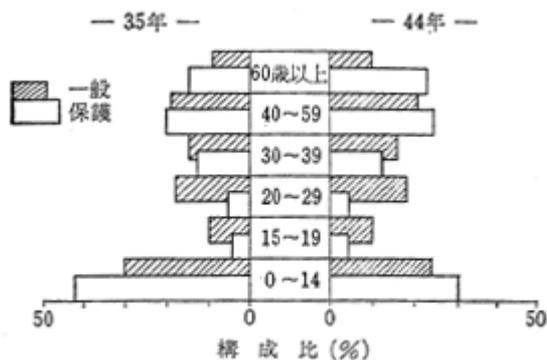


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

つぎに、年齢階級別に被保護人員をみると、15歳未満の幼年層や40歳以上の中高年齢層が多く、これに対し、15～39歳の青年層は著しく少ない。特に60歳以上の高年齢層の動向をみると35年の15%から44年の25%にまで増加し、この増加割合は、一般人口の増加割合を大きく上回っていることに注目する必要がある(第3-2-7図参照)。

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成比の推移

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成比の推移



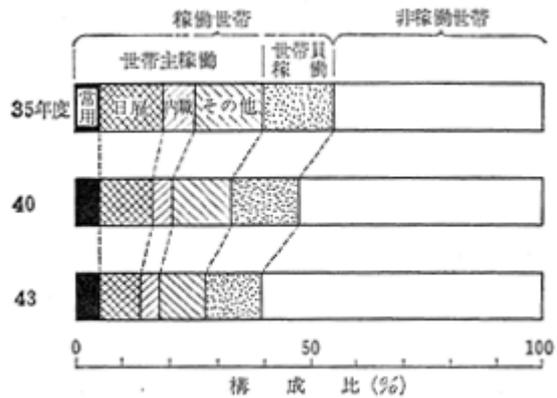
資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

総理府統計局「年齢別推計人口」

つぎに、被保護世帯における稼働状況をみると、稼働世帯が年々減少している。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯は、35年度39%を占めていたが、44年度では25%に減少している。この傾向と同じように世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯も35年度の16%から44年度の11%に減少している。この傾向は、高齢者世帯、傷病者世帯の増加傾向が続くおりから、今後ますます顕著になるものとみられる(第3-2-8図参照)。

第3-2-8図 労働力類型別世帯数の構成比の推移

第3-2-8図 労働力類型別世帯数の構成比の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第1節 生活保護の動向

5 生活保護の費用

44年度の扶助費総額は2,275億円で、そのうち、医療扶助費1,316億円(58.3%)、生活扶助、住宅扶助、教育扶助の各扶助費の合計932億円(41.3%)、その他の扶助費が9億円(0.4%)となつている。

これら生活保護費のうち約6割を医療扶助費が占めており、医療扶助人員の増加傾向は今後も続くものと予想されている。

45年度の国の予算額は2,167億円(地方公共団体負担分を加えた総額は2,709億円)で、同年度における国の一般会計予算の2.7%、社会保障関係費の19.1%、厚生省予算の19.7%を占めている。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的としているが、実際にこの制度を運用するにあつては、要保護者の生活需要を測定する基準(ものさし)が必要である。

この基準は、年齢別、性別、世帯人員別、所在地域別等のもろもろの事情を考慮して決定されるが、国民生活の現状と将来の見通しについて十分検討が行なわれ、生活保護制度の基礎となるべき保護基準の合理性、妥当性が確保されるよう努めている。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改定

昭和44年度の生活扶助基準の引き上げ率は、13%であつたが、45年度における一般国民の消費水準は、かなり向上することが予想されたので、45年度は14%の引き上げを行なつた。

この引き上げによる実質生活水準の改善は、45年度における経済見通しによる消費者物価(全国)の上昇が、4.8%見込まれているので、8.8%見込まれたことになつている。

上記のとおり14%引き上げた結果、1級地(大都市およびその周辺地域)における標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)の生活扶助基準は、44年度において29,945円であつたものが、34,137円(第3-2-1表)と4,192円の増額となつた。これは、35年度の標準4人世帯の生活扶助基準の3.8倍となつている。このように毎年かなりの引き上げが図られた結果、被保護世帯の消費支出(東京都の場合)ののびをみると、44年度の消費支出は35年度の3.3倍となつている。

第3-2-1表 生活扶助基準の推移

第3-2-1表 生活扶助基準の推移
(標準4人世帯1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
		円	%	
35年度	35. 4. 1	8,914	—	100.0
36	36. 4. 1	10,344	16.0	116.0
37	37. 4. 1	12,213	18.0	137.0
38	38. 4. 1	14,289	17.0	160.3
39	39. 4. 1	16,147	13.0	181.1
40	40. 4. 1	18,204	12.0	204.2
41	41. 4. 1	20,662	13.5	231.8
42	42. 4. 1	23,451	13.5	263.1
43	43. 4. 1	26,500	13.0	297.3
44	44. 4. 1	29,945	13.0	335.9
45	45. 4. 1	34,147	14.0	383.0

厚生省社会局調べ

一般勤労者世帯と被保護労働者世帯との消費支出の格差は、35年度当時、38.0%であつたものが44年度においては、52.9%とかなり縮小してきている(第3-2-2表)。

第3-2-2表 一般勤労者世帯と被保護労働世帯の消費支出額の格差(東京都)

第3-2-2表 一般勤労者世帯と被保護労働世帯の消費支出額の格差(東京都)

	一般勤労者世帯		被保護労働者世帯		格差 (B) (A) %
	1人当たり 消費支出(A) 円	指 数	1人当たり 消費支出(B) 円	指 数	
35年度	9,039	100.0	3,437	100.0	38.0
36	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
37	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
38	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
39	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
40	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
41	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
42	18,017	199.3	9,360	272.3	52.0
43	19,376	214.4	10,202	296.8	52.7
44	21,731	240.4	11,487	334.2	52.9

厚生省社会局調べ

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改定

昭和45年度における生活扶助基準の改定については、前述のとおりであるが、その他の扶助基準、各種加算および勤労控除等についても改定を行なったが、そのうち主なものを掲げるとつぎのとおりである。

(1) 教育扶助基準

45年度の教育扶助基準の改定にあたっては、教科活動費等の支出の増加や教材費の値上りに対応するとともに一般家庭の児童、生徒の教育費との均衡を十分考慮して各学年平均して約11%引き上げ、小学校3年生の場合、44年度の395円を430円に、中学1年生(男)の場合1,065円を1,185円にそれぞれ改定した。

(2) 出産扶助基準

昭和45年度における出産扶助基準(施設分娩基準)の改定にあたっては、最近の出産費用の支出実態を考慮して、44年度の13,000円を20,000円に改定した。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 最低生活保障水準

昭和45年度における生活保護基準によつていくつかの世帯を想定し、その最低生活保障水準(世帯の個別の事情に応じて各種扶助基準や加算控除を組み合わせて合算した額)を示すと第3-2-3表のとおりである。

第3-2-3表 最低生活保障水準具体的事例

* 第3-2-3表 最低生活保障水準具体的事例

(単位：円)

			45 年 度	
			1 級 地	4 級 地
老 単 世	人 身 帯	世帯主(65歳女)	14,155	9,587
老 二 世	人 人 帯	夫(68歳)無職 妻(65歳)	22,171	15,440
標 準 四 人 世	人 人 帯	夫(35歳)日雇 妻(30歳) 長男(9歳)小3 長女(4歳)	42,772	31,481

厚生省社会局調べ

世帯類型別にみて最も被保護世帯数の多い老人世帯のうち老人単身世帯の最低生活保障水準は大都市(1級地)の場合14,155円、農村(4級地)の場合9,587円、老人2人世帯の場合においては、大都市22,171円、農村15,440円である。

また、従来の標準4人世帯を例にとると、大都市の場合42,772円、農村の場合31,481円となる。

各論

第3編 老後や生活に困ったときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

5 中央社会福祉審議会に対する諮問

最近における国民生活水準の向上を通じて、所得階層間の消費水準の格差は縮小傾向にあり、とくに被保護階層に隣接する低所得階層の消費水準は、保護基準の引き上げ率を上回るのび率で上昇しており、このため被保護階層の相対的窮乏感は強まっている。そこで、従来の生活保護基準の引き上げ方式を再検討し、時代の要請に応じた保護基準の引き上げの方向を検討する必要がある。

また、最近の被保護世帯が、質的に変化しつつあることは前節「保護の動向」でのべたとおりであり、その特徴としては保護を受けている世帯のうち稼働世帯が年々減少していること、高齢者世帯、傷病者世帯、障害者世帯など社会的援護を必要とする世帯が増加していること、1世帯当たりの世帯人員が減少し、世帯数の横ばいにかかわらず、被保護人員が減少を続けていること等の傾向があげられている。

これらの質的变化に即応した生活保護行政のあり方について、昭和44年11月、厚生大臣が中央社会福祉審議会に対して諮問したが、その内容は「国民生活の変化に対応した生活保護制度のあり方について

(1) 国民生活の変化(生活水準の向上、生活水準の平準化等)に対応した保護基準の引き上げの方向

(2) 被保護階層の質的变化(非稼働世帯、老人、身障、傷病者世帯等の増大等)に対応した処遇の充実改善」を諮問するものである。

これらの諮問事項については、生活保護専門分科会において活発な審議が重ねられているが、当面の議論は、特に老人、心身障害者世帯等の社会的にハンディキャップをもつた世帯に対する基準のあり方、処遇充実の方法等に重点がおかれている。

なお、この審議は、45年度中さらに継続して行なわれる予定である。

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第3節 生活保護の実施

生活保護制度の具体的な運用は、「保護の実施要領」にしたがって行なわれている。実施要領については、国民生活の向上や被保護階層の質的变化に即応して、毎年、所要の改善が図られてきた。近年においては、心身障害者世帯、老人世帯等社会生活を営むうえで障害を有する世帯の処遇の充実、若年層の自立助長、収入・資産保有の取り扱いの改善等に改正の重点がおかれている。その主な内容を示すとつぎのとおりである。

生活保護の必要性は原則として、世帯単位で判定されるが、重度の心身障害者、寝たきり老人のいる被保護世帯については、昭和45年度から、一定の要件のもとに、これらの者を制度の適用上は、その世帯から分離して単独で保護することとし、他の自立可能な家族の経済的負担を緩和し、ねたきり老人等に対する家族のいたわりがいつそうきめ細かく行き届くよう処遇充実を図つた。

また、同様の趣旨から、43年度から配偶者が精神病により入院し、その期間が1年をこえ、引き続き5年以上の入院を要する場合には、本来最後のパンをも分かち合つて扶養すべき関係(いわゆる生活保持義務関係)にある夫婦間であつても、世帯分離ができることとし、その患者を対象に保護を行なうこととしたが、さらに45年度からは、精神病に限らず、すべての病気について、配偶者の入院期間が3年をこえ、さらに引き続き3年以上入院を要する場合も同様の取り扱いをすることとした。

若年層の自立を助長するためには、つぎのような改善措置が講じられてきた。

生活保護は、その制度の趣旨から修学については、義務教育のみを教育費の給付対象としているので高校進学については、自力で教育費と生活費をまかなう場合等限られた範囲内においてしか認められていなかった。しかし、高校進学率が80%に近い実情に対応して、45年度から高校、高等専門学校への進学については、奨学金、その者のアルバイト収入等によつて教育費のみがまかなえる場合には、保護を受けながら修学できるよう改善を図つた。

大学修学については、日本育英会の特別貸与奨学金を受けている場合のほか、保護開始時に最終学年に在学する場合に限つて世帯分離が認められていたが、45年度からは保護開始時に在学しておれば分離の対象とし、その範囲を拡大した。

最後に、収入、資産保有の取り扱いについてふれる。生活保護は、生活に困窮する者がその資産、収入、能力等を最低生活の維持にあてることを要件とし、なお最低生活を営めない場合にその不足分を補うものである。従つて、その世帯の収入は、原則として生活費にあてることが建て前となる。しかし、各種の収入の中には、生活費にあてるべき収入として取り扱うことが社会通念上または生活保護の運用上適当でないものがある。そこで、このような性格の認められる収入についてはその全部または一部を当該被保護世帯の収入とはみないこととしてきた。

44年度には、地方公共団体が条例等により老人、心身障害者、多子等の社会的障害を有する者の福祉を図るため支給する福祉手当のうち支給対象者1人につき2,000円(障害が重複するとか県と市が重複して支給する場合には3,000円)、までは収入として認定しないこととした。さらに、原爆被爆者に対して支給される健康管理手当、医療手当または葬祭料、公害病認定患者に対する医療手当なども収入認定の対象から除外してい

る。

資産保有の取り扱いについても、国民の消費生活向上に対応し、毎年改善を図ってきたが、44年度においては、重度の身体障害者やねたきり老人等で電話が他との唯一の連絡手段であるような場合には、普及率にかかわらずその保有を認めることとした。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 老後や生活に困つたときの所得を保障するためにどのような施策が行なわれているか

第2章 生活保護

第4節 保護施設

居宅においては保護の目的を達しがたい被保護者を收容し,またはこれらの者に利用させて,それぞれの扶助を行なうための施設として,救護施設,更生施設,授産施設および宿所提供施設の5種類のものがある。

保護施設数は,昭和44年12月末現在で424あるが,救護施設を除き漸減傾向にある。これは,老人福祉法,身体障害者福祉法等による諸施設の拡充整備がすすむにつれ,保護施設が他種の社会福祉施設に転換され,また従来保護施設に收容されていた者が,他施設に移つていつたことを反映するものである。また,国民生活の安定,向上等により経済的に保護を要する者が減少してきたことも收容(利用)者減少の原因となつている。

一方,救護施設が,漸増しているのは,身体障害者なり精神薄弱者なりが,本来,身体障害者更生援護施設や精神薄弱者援護施設に入所すべきであるにもかかわらず,これらの施設整備が立ちおけているために,やむをえず救護施設に入所し,また,複合障害のある者のための適切な施設が現在制度化されていないために,これらの者が救護施設に入所する場合が比較的多いことによるものとみられ,社会的需要は根強いものがある。

国は,保護費の負担と同様,都道府県および市町村が支弁した保護施設の運営費の8/10を負担する義務があり,鮮度においては,これに要する費用として15億円,45年度においては18億円が計上されている。

第3-2-4表 保護施設数の推移

第3-2-4表 保護施設数の推移

	40年末	41	42	43	44
総数	504	483	463	441	424
救護施設	108	115	119	126	127
更生施設	40	36	26	24	23
医療保護施設	88	85	82	79	79
授産施設	184	170	161	145	134
宿所提供施設	84	77	75	67	61

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」